

平成 31 年産果樹共済（ぶどう、もも、すもも）の共済金 支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は平成 31 年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	H31	699	257,560,100
	(参考) H30	395	90,113,700
	対比	177.0%	285.8%
もも	H31	451	198,023,600
	(参考) H30	71	7,262,800
	対比	635.2%	2,726.5%
すもも	H31	197	34,053,600
	(参考) H30	26	1,710,550
	対比	757.7%	1,990.8%
総合計	H31	1,347	489,637,300
	(参考) H30	492	99,087,050
	対比	273.8%	494.1%

※かき、りんごについては翌年 1 月に決定し、支払われる予定です。

31 年産のぶどう・もも・すももの共済金支払総額は、4 億 8,900 万円余りとなり、過去 10 年間で最も多い支払額となった。

ぶどうの共済金は、ぶどう・もも・すももの 3 樹種総合計の約 5 割を占めている。

高温による着色不良や長雨による^{おそぐされびょう}晩腐病などが発生し、過去 10 年間で最も多い支払額となった。

ももについても、凍霜害やひょう害に加え、せん孔細菌病の大発生により、過去 10 年間で最も多い支払額となった。

すももについては、凍霜害やひょう害などが発生し、過去 10 年間で 2 番目に多い支払額となった。

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは31年産果樹共済に加入し、一定の減収割合に達した組合員が対象となります。

基準となる収穫量に対し、加入者が選択した支払開始割合（3割、4割、5割のいずれか）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

今年のぶどうにおいては、5月4日から8月9日に計6回の降ひょうがあり、傷果等が発生した。開花期には高温・乾燥状態となり花振るいが発生し、梅雨入り以降の曇雨天やその後の高温により着色不良が発生した。また、梅雨の長雨によりべと病や晩腐病が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① ひょう害

〔内容〕5月4日、5月12日、6月12日、6月20日、7月23日、8月9日の計6回、主要産地である笛吹市、山梨市、甲州市においてひょう害が発生した。これにより、成長期の葉に穴が開いたり、収穫直前の果粒に傷がつくなどの被害となった。

② 病害

〔内容〕梅雨入り以降の長雨により、病害防除の十分な効果が得られなかった園では、べと病や晩腐病が発生した。

③ 高温・乾燥害等

〔内容〕開花期にあたる4月中旬から5月中旬にかけては高温・乾燥となり、花振るいが発生した。

梅雨入り後の7月上旬から下旬は曇雨天が続き、この時期に着色期を迎えていた早場地域のデラウェアで着色不良が発生した。

一方、7月下旬から8月中旬にかけては高温状態で夜温も下がらなかったため、この時期に着色期を迎えていた遅場地域のデラウェア、大房系（巨峰、ピオーネ等）で着色不良が発生した。

④ 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕梅雨の長雨や、8月の高温・乾燥後の降雨により、デラウェアや大房系（巨峰、ピオーネ、甲斐路等）に裂果が発生した。

(2) もも

本年のももについては、開花期に凍霜害が発生し、5月4日から8月9日の降ひょうにより傷果が発生した。また、梅雨の長雨により裂果が発生した。

さらに、春先の強風や5月以降の降ひょう、梅雨入り以降の降雨により、県内全域でせん孔細菌病が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 凍霜害

〔内容〕3月24日、4月3日、4月4日に県内各地で低温となり、蕾期や開花期のももに凍霜害が発生した。

② ひょう害

〔内容〕5月4日、5月12日、6月12日、6月20日、7月23日、8月9日の計6回、主要産地である笛吹市、山梨市、甲州市においてひょう害が発生した。幼果や収穫期の果実にひょうが当たり、傷果等が発生した。

③ 病害

〔内容〕4月下旬以降の強風や5月4日以降の降ひょう、梅雨入り以降の降雨により、県内全域でせん孔細菌病が大発生し、果実への感染が見られた。

④ 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕梅雨入り以降の長雨により、この時期に果実肥大期を迎えていた品種で裂果が発生した。

(3) すもも

本年のすももについては、開花期に凍霜害が発生し、5月4日から8月9日の降ひょうにより傷果が発生した。また、一部園地では、梅雨の長雨により裂果が発生した。

主な被害については、以下のとおりである。

① 凍霜害

〔内容〕3月24日、4月3日、4月4日に県内各地で低温となり、蕾期や開花期のすももに凍霜害が発生した。

② ひょう害

〔内容〕5月4日、5月12日、6月12日、6月20日、7月23日、8月9日の計6回、主要産地である笛吹市、山梨市、甲州市においてひょう害が発生した。幼果や収穫期の果実にひょうが当たり、傷果等が発生した。

③ 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕梅雨入り以降の長雨により、この時期に果実肥大期を迎えていた品種で裂果が発生した。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去 10 年の支払共済金との比較
ぶどう	31 年産のぶどうの支払共済金は、過去 10 年間で最も多い支払額となった。ぶどうの過去 10 年間の平均額（約 10,400 万円）を大きく超える額となった。
もも	31 年産のももの支払共済金は、過去 10 年間で最も多い支払額となった。ももの過去 10 年間の平均額（約 4,500 万円）を大きく超える額となった。
すもも	31 年産のすももの支払共済金は、過去 10 年間で 2 番目に多い支払額となった。すももの過去 10 年間の平均額（約 2,000 万円）を大きく超える額となった。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期から責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 農家単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、令和 2 年産の半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に令和 3 年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

いずれも農家単位で補償し、加入できる樹種は、ぶどう、もも、すもも、りんご、かきの 5 つです。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

お問合せ
山梨県農業共済組合 本所（NOSA I 山梨）
Tel 228-4711 事業 2 課